京都市火災予防条例の改正（案）に対する市民の皆様の御意見と御意見に対する本市の考え方

１　個室型店舗における個室の外開きの戸の自動閉鎖措置

市民の皆様の御意見（「必要である」，「必要でない」の選択に関する項目）	
○　必要である　２８　件 ○　必要でない　　０　件　　○　未記入　　１　件	
市民の皆様の御意見の主な内容	**左記の御意見に対する本市の考え方**
・　大切な命を守るために，是非必要である。	・　いただいた御意見のとおり，個室型店舗を御利用になる方が，火災発生時において，店舗内の避難通路を安全に避難できるようにするために，外開き戸の自動閉鎖措置が必要なものと考えております。
・　店舗側にとって経費がかかるが，利用する市民にとっては良いと思う。	
・　もしもの時を考えたら，扉が邪魔にならない方が良いと思う。	
・　火災の被害をできるだけ抑えるために必要である。	
・　狭い通路での戸の開放による避難障害の発生危険を排除すべきである。	

２　既存の個室型店舗における個室の外開きの戸の自動閉鎖措置に係る経過措置

市民の皆様の御意見（「必要である」，「必要でない」の選択に関する項目）	
○　必要である　２６　件 ○　必要でない　　２　件　　○　未記入　　１　件	
市民の皆様の御意見の主な内容	**左記の御意見に対する本市の考え方**
・　一定の負担が伴うことから，経過措置を行う必要がある。	・　いただいた御意見のとおり，既存の個室型店舗において，個室の外開き戸を自動的に閉鎖するよう措置するために，改修工事等に一定の期間を要することから，１年間の猶予期間を設けることが必要なものと考えております。
・　経済上，建築構造上の問題から，即改修することは困難と思う。	
・　早く安全な施設に改修させて，利用者の安全を守るべきだと思う。	・　改修工事等に必要となる一定の期間につきましては，店舗により改修の規模等も異なることを考慮し，施行後１年間を猶予期間として検討しているところですが，猶予期間中の防火管理体制が確実に確保されるよう指導するとともに，速やかに改修が図られるよう，指導して参ります。

３　個室型店舗の利用者に対する避難経路の周知

市民の皆様の御意見（「必要である」，「必要でない」の選択に関する項目）	
○　必要である　２９　件 ○　必要でない　　０　件	
市民の皆様の御意見の主な内容	**左記の御意見に対する本市の考え方**
・　早く逃げるには，事前に徹底しておくことが大事である。	・　いただいた御意見のとおり，平常時において，個室型店舗を御利用になる方に対して，個室，受付等への避難経路図の掲出や，避難方法等を周知することにより，火災発生時に，速やかに避難できるようにするために，当該措置が必要なものと考えております。
・　インターネットカフェなどの個室型店舗は避難通路などが狭いことが多く，素早く避難するには避難経路を利用者に知ってもらう必要がある。	
・　個室型店舗は構造が複雑なので，営業者として利用者に避難経路を周知することは当然のことである。	
・　非常口など利用者にはっきり分かるように示すべきである。	

４　避難通路における避難上有効な明るさの確保

市民の皆様の御意見（「必要である」，「必要でない」の選択に関する項目）	
○　必要である　２８　件 ○　必要でない　　１　件	
市民の皆様の御意見の主な内容	**左記の御意見に対する本市の考え方**
・　明るいと避難しやすいので，当然のことである。	・　いただいた御意見のとおり，個室型店舗を御利用になる方が，火災発生時において，店舗内の避難通路を安全に避難できるようにするために，避難上有効な明るさの確保に係る措置が必要なものと考えております。
・　ベルが鳴ったら，すぐに明るくなれば良いと思う。初めて利用する店舗でも逃げられると思う。	
・　明るいと火災等の災害が発生したとき，速やかな避難ができると思う。	
・　非常時においては，暗いと，より一層パニックに陥りやすいので，ある程度の明るさは必要である。	
・　避難通路における明るさの確保は，誘導灯や誘導標識があり，それ以上の規制をする必要性を感じない。	・　非常用照明装置は，停電を前提としており，火災発生時でも通電している限り点灯せず，また，誘導灯も避難口や避難方向を示すものであり，避難通路の明るさを確保するものではなく，火災発生直後の明るさを確保するため，当該措置が必要なものと考えております。

５　防災管理業務の受託者等に対する教育及び訓練

市民の皆様の御意見（「必要である」，「必要でない」の選択に関する項目）	
○　必要である　２７　件 ○　必要でない　　１　件　　○　未記入　　１　件	
市民の皆様の御意見の主な内容	左記の御意見に対する本市の考え方
・　ガードマン任せになってはならない。	・　いただいた御意見のとおり，防災管理業務を行わなければならない事業所において，防災管理上必要な業務の一部を委託する場合の防災管理業務の更なる適正化を図るため，防災管理上必要な教育及び訓練を受託者等に行うことを義務付けることが必要なものと考えております。
・　雑居ビルのテナントでは，警備業者やメンテナンス業者任せになっていることが日常化していると聞いているので，必要である。	
・　管理権原者が，受託者に対し教育や訓練を行うのではなく，管理権原者や消防機関が「受託者が適正な訓練や教育を受けていること」を確認することが大事である。	・　事業所において防災管理上必要な業務の一部を委託している場合であっても，その事業所においては，一体的な防災管理業務を行う必要があるため，管理権原者に対し，防災管理上必要な教育及び訓練を受託者等にも行うことを義務付けることが必要なものと考えております。

６　募集した事項以外で寄せられた御意見

市民の皆様の御意見の主な内容	左記の御意見に対する本市の考え方
・　「避難上支障がないと認められるとき」とは，どの程度の幅員が確保されているときか。	・　避難通路を最大限ふさぐように個室の戸を開放した場合に，有効幅員が６０センチメートル以上確保できていれば，避難上支障がないものと考えます。
・　避難通路はどれくらい幅員が必要となるのか。	・　個室型店舗における避難通路の幅員については，避難通路が廊下となる場合，幅員が規定されていますが，それ以外の場合，特段の定めはありません。
・　通路の両側に個室がある場合と片側にある場合では，規制にどのような違いがでるのか。	・　避難通路に個室が両側にある場合と片側にある場合の規制について，特段の違いはないものと考えています。
・　罰則はあるのか。	・　罰則を設けることは規定しておりません。
・　外開き戸の自動閉鎖措置に関する違反がある場合，どのような対応をとるのか。	・　違反の事実を認めたときは，消防法令に基づき，直ちに必要な措置を行うこととしています。
・　避難通路（避難動線）に支障が出ないよう横開き（引戸）とする基準とすべきである。	・　今回の改正は，個室型店舗における個室の外開きの戸の自動閉鎖措置に関する改正であり，この趣旨を御理解いただきたいと考えています。
・　個室の外開き戸の自動閉鎖以外の措置にも，経過措置を設ける必要があるのではないか。	・　避難経路図の掲出と御利用になる方に対する避難に必要な事項の周知であり，特段の経過措置を設けることを検討しておりません。 　また，「避難通路における避難上有効な明るさの確保」は，多くの場合，スイッチ等操作することにより，明かりを落としている照明を明るくすることとなることから，特段の経過措置を設けることを検討しておりません。
・　火事の時に，どこで起こって，どこに逃げればいいのかを教えて欲しい。	・　平常時において，御利用される方に対する避難経路の周知を行うとともに，火災発生時においては，店舗従業者による避難誘導が実施されることにより，速やかに，屋外等の安全な場所へ避難できるものと考えています。
・　「誘導灯」が床に埋め込まれていれば見やすいのではないか。	・　消防法施行規則等の改正により，個室型店舗に設置する通路誘導灯については，廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設置することが義務付けられました。
・　防火管理者が義務となる店舗では，避難経路図の掲示も義務付けられているのではないか。	・　消防法上の義務となりませんので，今回の改正により，個室型店舗に義務付けることが必要なものと考えております。